

令和8年9月14日

鷹栖町長 谷 寿 男 様

鷹栖町上下水道事業審議会
会 長 濱 村 良 司



水道料金及び公共下水道使用料のあり方について（答申）

令和8年6月29日付、鷹建管第158号をもって当審議会が諮問を受けました「水道料金及び公共下水道使用料のあり方」について、次のとおり答申いたします。

記

【答申事項】

1 水道料金及び公共下水道使用料の体系について

水道料金及び下水道使用料は、客観的公平性を確保できるものでなければならないため、使用者負担の公平性を期す体系に見直す必要があります。

このことから、現行の用途別水道料金及び下水道使用料と家事用以外に採用している逦増制超過料金及び使用料は廃止し、使用者の用途間における負担を一律にすることが適当です。

また、農事組合会館及び町内会館については、大半で使用実態がないことから、別表のとおり、年額の基本料金及び使用料とすることが適当と考えます。

2 水道料金及び公共下水道使用料の改定率について

上下水道事業は、水道料金及び下水道使用料収入で経営を行う「独立採算制」を経営の基本原則としていますが、近年の物価高騰による維持管理費の増加や施設などの老朽化、耐震化による投資額の増加のほか、人口減少に伴う収入の減少により、経営環境は年々悪化しています。

以上のことから、適切な原価を基礎とした水道料金及び下水道使用料水準を算定し、必要な収入を確保できるよう、使用水量 20 m³当たりの水道料金水準を 6,570 円、公共下水道使用料水準を 4,460 円に改定することが適当です。（改定後の料金表は、別表のとおり）

しかし、水道料金及び下水道使用料の値上げは、使用者の生活に大きな影響を与えます。近年の物価高騰等も踏まえ、低所得世帯や福祉的配慮が必要な世帯の負担を軽減するための対策を要望します。

また、計画的な設備投資を進めるための財源について、更新工事の財源となる内部留保資金の残高に応じ、一般会計に対して支援等を求める必要があると考えます。

3 水道料金及び公共下水道使用料の請求方法について

健全で安定した事業経営を確保するためには、経費削減に向けた取り組みが必要です。

請求方法を現行の毎月請求から2か月に1回の請求に変更した場合、年間約70万円程度経費を削減することが可能ですが、1回の支払い金額が増えるため、滞納者が増加することが見込まれます。

また、水道料金及び下水道使用料を改定した場合、使用者負担も増加することから、請求方法は変更せず、現行を維持することが適当です。

【付帯意見】

1 基本水量制基本料金については、廃止する事業体が増加しています。今後の社会情勢や他事業体の動向を注視しながら、引き続き適切な水道料金及び下水道使用料体系のあり方を検討してください。

2 改定に当たっては、使用者の生活に与える影響を最大限に考慮し、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明をする必要があります。

また、水道事業及び公共下水道事業に対する理解が深まるよう、引き続き効果的な広報及び広聴活動に努めてください。

3 独立採算制の原則の下、使用者負担が過度とならないよう、今後の社会情勢や経営状況を踏まえながら、適正な水道料金及び下水道使用料水準の設定に努めてください。

また、引き続き、スマートメーター導入の検討を行うなど、より効率的な管理運営を図り経費の節減と経営の健全化に努めてください。

【別表】

1 水道料金

▼現行

(税抜)

	基本料金 (8 m ³ まで)	超過料金 (9 m ³ 以上 1 m ³ 当たり)	
家事用	1,760 円	220 円	
家事用以外	1,760 円	9 ~20 m ³	220 円
		21~50 m ³	249 円
		51 m ³ ~	268 円

	基本料金 (年額)	従量料金 (1 m ³ 当たり)
町内会・農事組合等会館用	3,240 円	220 円

▼改定案

(税抜)

	基本料金 (8 m ³ まで)	超過料金 (9 m ³ 以上 1 m ³ 当たり)
一般用	2,370 円	350 円

	基本料金 (年額)	従量料金 (1 m ³ 当たり)
町内会・農事組合等会館用	4,740 円	350 円

2 下水道料金

▼現行

(税抜)

	基本使用料 (8 m ³ まで)	超過使用料 (9 m ³ 以上 1 m ³ 当たり)	
家事用	1,248 円	156 円	
家事用以外	1,248 円	9 ~ 20 m ³	156 円
		21 ~ 50 m ³	166 円
		51 m ³ ~	210 円

	基本使用料 (年額)	従量使用料 (1 m ³ 当たり)
町内会・農事 組合等会館用	2,496 円	156 円

▼改定案

(税抜)

	基本使用料 (8 m ³ まで)	超過使用料 (9 m ³ 以上 1 m ³ 当たり)
一般用	980 円	290 円

	基本使用料 (年額)	従量使用料 (1 m ³ 当たり)
町内会・農事 組合等会館用	1,960 円	290 円